

# 令和5年第6回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年6月15日(木) 午後1時27分から午後1時43分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	欠席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	星 美代子
7番	後藤 一茂

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

- 報告第 1号 令和5年第6回総会までの主な行事について
- 議案第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第26号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
- 議案第27号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
- 議案第28号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

会 長 　　ただいまより令和5年第6回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　次第3の議事録署名人の指名についてですが、1番 星 美代子委員と7番 後藤 一茂委員をお願いします。

　　なお、欠席は6番 荒 勇一郎委員であります。また、岡田事務局長が欠席であります。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第6回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事 務 局 　　報告第1号令和5年第6回総会までの主な行事について、ご報告いたします。総会資料の1ページをご覧ください。

　　5月16日、農地中間管理事業実務担当者会議がウェブ会議で開催され、役場にて、私が出席いたしました。

　　同じく5月16日、農業者年金業務前期研修会が福島市において開催され、常陸係長が出席しております。

　　5月18日、相双地域新規就農・企業参入推進検討会議が南相馬市において開催され、常陸係長が出席しております。

　　5月30日、県選出国會議員との懇談会並びに全国農業委員会会長大会が東京都において開催され、鈴木会長が出席しております。

　　6月1日、相馬地方担い手・集落営農推進連絡会議が南相馬市において開催され、私が出席しております。

　　6月1日・2日、地域計画策定のための農業委員会サポートシステム研修会がウェブ研修で開催され、役場にて、私が2日のみ、常陸係長が両日出席しております。

　　6月6日、地域農業再生協議会役員会が役場において開催され、鈴木会長が出席しております。

　　6月9日から13日まで新地町議会定例会が役場において開催されましたが、こちらは欠席となりました。

　　以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 議案第25号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を事務局より説明を求めます

事務局 議案第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番及び2番を併せてご説明いたします。

議案は2ページになります。賃貸人及び賃借人、届け出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。

これにつきましては、農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により令和5年5月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。なお、議案第27号で福島県農業振興公社から新たな賃借人に配分するものであります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第25号農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を原案どおり承認いたします。

会 長 議案第26号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第26号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

議案は3ページになります。

1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は1万円で貸し付ける計画であります。賃借人は、借り受ける畑に緑化樹を生産する計画であります。

2番及び3番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地、貸借期間は議案に記載のとおりであります。農地中間管理事業法により今回、新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アールあたり5千円で貸し付ける計画であります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。

以上でございます。

会 長  ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長  ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長  異議なしと認め、議案第26号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から3番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長  議案第27号農用地利用配分計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番を事務局より説明を求めます。

事務局  議案第27号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。

これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用配分計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

議案は4ページになります。

1番については、賃貸人、賃借人、届出のあった農地、貸借期間は、議案に記載のとおりであります。10アールあたり1万円で貸し付ける計画であり

ます。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。

以上でございます。

会 長 　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　異議なしと認め、議案第27号農用地利用配分計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

議案第28号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局より説明を求めます。

事 務 局 　議案第28号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、説明いたします。

これについては、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、平成30年12月17日に制定いたしました。今年4月1日に法律の改正に基づき、指針の改正を行うため議案として提出いたしました。

議案の6ページから7ページがその指針の内容であります。指針が議決された場合、町ホームページに公表する予定であります。

なお、本日の午前中に開催いたしました農地利用最適化推進委員会議におきまして、農地利用最適化推進委員からは、意見がございませんでしたので、ご報告いたします。

以上でございます。

会 長 　それでは、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けいたします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 質問もないようですので、原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第28号 農地等の利用最適化の推進に関する指針について、原案のとおり決定いたします。

会 長 これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第6回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。